

不 育 症

豊郷町の助成対象（不育症）

- 申請期限：1 治療期間を終了した日から60日以内
- 下記の1～4の全てを該当される方が対象となります。（4のみ生活保護世帯は除きます）

1	法律上の婚姻関係にある夫婦であること
2	夫婦のいずれか一方が豊郷町に住所を有すること
3	夫婦ともに公租公課を完納していること
4	次に掲げる法律の規定による被保険者または組合員もしくは被扶養者であること。 ア 健康保険法 イ 船員保険法 ウ 私立学校教職員共済法 エ 国家公務員共済組合法 オ 国民健康保険法 カ 地方公務員等共済組合法

申 請 の 流 れ

確認

豊郷町不育症治療費助成金の助成対象にあてはまるか、上記よりご確認ください。

医療機関

医療機関で不育症検査・治療を受ける。
領収書を残しておく（他医療機関依頼や院外処方記載がない場合は必要なし）。

★完納証明書・非課税証明書の手続きを簡略化しました！
豊郷町での発行が可能で、様式にて同意頂いた方のみ**無料**で医療保険課にて代理発行します。

町

豊郷町医療保険課に、1 治療期間が終了してから60日以内に申請をお願い致します。

助成を受理し審査を行った後、決定または却下通知を送付し、助成決定者には交付を行います。

助成額・助成回数（不育症）

助成範囲・限度 （1年度あたり）	保険診療分（治療・検査）の場合は5万円。 保険外診療分（検査）の場合にあっては10万円。 ※生活保護世帯は検査のみに限ります。	
回数	1年度あたり1回まで。	
助成通算回数	40歳未満	6回
	40歳以上43歳未満	3回
	43歳以上	なし



不 育 症

必要な書類 ・ 持ち物

書 類 ・ 持 ち 物		内 容
1	豊郷町不育症治療費助成金交付申請書 (様式第1号)	申請者が記入
2	豊郷町不育症治療費助成事業受診証明書 (様式第2号)	医療機関の主治医に記入を依頼してください
2-1	領収書 (不育症様式2号の証明書に漏れがなく、金額の記載があり、 他医療機関依頼や院外処方の記載がない場合は必要なし)	<u>再発行不可の医療機関・薬局等もありますので、必ず大事に保管してください。</u>
3	同意書 (様式第3号)	申請者が記入
4	豊郷町不育症治療費助成金交付請求書 (様式第6号)	申請者が記入
5	夫婦それぞれの町税完納証明書 または 非課税証明書	医療保険課で様式3号の同意を頂いた方に対し無料で代理発行を行います。 ただし、下記の方は例外となります。 ★約1年以内に本町へ転入された方の場合、町税完納証明書・非課税証明書が発行できない場合があります。医療保険課にて確認を行いますが必要に応じ、転出先にて発行が必要となる場合があります。 <u>注意 医療保険課にて代理発行(無料)を行いますが、事前に本町の税務課にて証明書発行の手続き(600円)を行った場合、払い戻しはできませんのでご注意ください!</u>
6	★夫婦のいずれか一方が豊郷町に 住所を有していない場合★ こせきとうほん 戸籍謄本	「法律上の婚姻関係にある夫婦であること」を確認する為に必要です *本籍地で発行されます(有料)。 *本籍地が豊郷町である場合、発行は必要ありませんがお申し出をお願い致します。
7	印鑑	書類で使用した印鑑を必ずお持ちください

*窓口での説明や、書類の確認について別室での相談を希望される場合は保健師にお伝えください。